

請願・陳情參考資料

平成25年11月27日

地域振興部

陳情（継続）

受理番号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
25年—21 (25.9.11)	地域振興	鳥取県私立学校審議会のあり方について 一般社団法人鳥取県私立学校協会 会長 永島正道 専修各種学校部会 部会長 吉野恭治	<ol style="list-style-type: none"> 1 私学審議会の権限の明確化と強化 <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校審議会は、私立学校法第9条の規定に基づき都道府県に設置することとされている。 ・私立学校の設置については、知事の認可が必要とされ(学校教育法)、知事が認可するに当たっては、私立学校審議会の意見を聞くこととされている(私立学校法)。 ・学校を設置しようとする者は文科大臣の定める設置基準に従う必要があり、設置認可に当たっては、申請内容が設置基準(授業時間数、教員数、校地・校舎の面積など)を満たしているか審査することとなる。 ・私学審議会は私立学校の重要事項について知事に建議(附属機関が自発的に意見を述べる事)することができることとされている。 2 知事認可権限の明確化と強化 <ul style="list-style-type: none"> ・設置基準の内容は上述のとおりであり、学校の新設、学科の開設、定員の決定等について県内私学の適正配置の観点から制限を加える事項は定められていない。 3 審査基準の明確化と認可申請の時期、生徒募集開始時期等の明文化 <ul style="list-style-type: none"> ・認可申請の審査基準については、学校教育法等に定める設置基準に基づく県の審査基準を作成し公表している。 ・認可までの事務スケジュールについては、学校設置認可案件が少ないこともあり、これまで画一的に方針を作成して明文化することまではしておらず、案件の都度基本的な考え方を事務指導している。 4 私学審議会委員の専門性の担保 <ul style="list-style-type: none"> ・従来、私立学校法の規定により、委員の3/4以上を私立学校関係者で占めることとされていた。(本県では10名中8名が私立学校関係者) ・平成17年の私立学校法の改正により、多様な意見を反映させるため委員の選出区分が撤廃され、本県でも、大学教授等の学識経験者、文化芸術関係者、図書館関係者など、様々な分野の委員を選任している。(本県では12名中3名が私立学校関係者) ・これまで、委員に対してまとまった形での研修は行っていないが、案件審議の都度、あるいは現在検討中の私学振興のあり方に関する提言の検討に際して、私学の歴史・現状を説明したり、学校現場のご意見を伺うなど実情を理解していただくように努めている。 <p style="text-align: center;">※大阪滋慶学園の鳥取市医療看護専門学校設置計画については、現在、私立学校設置認可申請に向けて県と事前の事務相談中。</p>

